一般財団法人篠原欣子記念財団　平成 27 年度　奨学生募集要項

１．応募資格

（１）社会福祉系国家資格（保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士）または幼稚園教諭免許状の取得が可能となる関東地方および山梨県、長野県、静岡県に所在の大学、短期大学、専門学校（専修学校／専門課程）の学部・学科等（*注１）に在籍する１年生。ただし、４年制大学の場合は、３年生も可能とする。（在籍校で留年をしている場合、応募資格はありません）

（*注１）大学・短期大学の専攻科、専修学校の専攻科または研究科、大学院の研究科（修士課程、博士課程、専門職学位課程）は、本奨学金の対象とはしておりません。また、通信教育も対象外といたします。

（２）応募時点で、将来福祉施設または幼児教育施設等での就業を希望している者。

（３）品行方正で、態度・行動・発言に社会的良識のある者。

（４）心身ともに、修学に支障がない健康状態であると認められる者。

（５）当財団が行う研修（例：マナー研修）、交流会、その他の行事に積極的に参加または協力ができる者。

（６）当財団が要請するレポート等を提出することができる者。

（７）以下の家計基準にある者。

〔給与所得のみの世帯〕

世帯人数（*注２）	父母双方の収入（*注３）	備考
３人以下	700万円以下	控除前の年収（額面）
４人	800万円以下	同上
５人以上	900万円以下	同上

（*注２）　父母と別居（学生寮、下宿、親戚宅、知人宅、独居）をしている場合、父母が世帯主となる世帯の人員数と本人を合わせ、世帯人数とします。兄弟姉妹が父母と別居していても、父母の扶養親族となる場合は、世帯人数に加えます。

（*注３）　①父母双方、父母いずれかの場合はその片方、父母がいない場合は家計を支えている方の**“収入”**（控除前の年収／平成26年度分）が対象となります。

②この家計基準は、給与所得のみの世帯を対象としたものです。なお、公的年金、生活保護、雇用保険を受給している場合もこの家計基準を適用します。

〔給与所得以外の所得のみの世帯〕

世帯人数	父母双方の所得（*注４）
３人以下	350万円以下
４人	400万円以下
５人以上	450万円以下

（*注４）**営業等所得、農業所得、不動産所得**がある場合は、**“所得”**（収入－必要経費／平成26年度分）として、この家計基準とします。なお、所得のいずれかがマイナスの場合０円（例：－100,000円＝０円）として計算してください。

〔給与所得と給与所得以外の所得の両方がある世帯〕

世帯人数	父母双方の収入＋所得
３人以下	525万円以下
４人	600万円以下
５人以上	675万円以下

※他の奨学金制度受給者であっても応募は可能です。
※年齢制限はございません。

２．選考方法および奨学生候補者の内定

１次審査として応募者の書類を審査、１次審査通過者のみ２次審査として筆記試験および面接を実施して選考を行い、奨学生候補者を内定します。

３．２次審査日程

２次審査として筆記試験および面接（集団面接またはグループディスカッション）を行います。具体的な日程等はあらためて通知いたします。
予定：６月 15 日～７月３日の間　（２次審査：１時間 30 分～２時間程度）
場所：新宿駅または代々木駅周辺

４．選考結果の通知

１次審査（書類審査）の結果は、応募者全員に対し電話またはメールにて通知します。２次審査（筆記・面接）の結果は、２次審査実施者全員に対し、文書（郵送）にて通知します。（７月10日に文書発送予定）※選考の経過および内定可否については、公表をいたしません。

５．奨学生の認定

奨学生候補者として内定した場合、「誓約書・同意書」の提出ならびに「認定式」（７月20日・月曜日・祝日または７月26日・日曜日のいずれか／新宿駅近辺を予定）の出席（必須）をもって、当財団法人の奨学生として正式に認定し、奨学金の給付を開始いたします。

６．奨学金給付額

奨学金は月額３万円とし、原則として、２カ月分をまとめて偶数月の月末に直接本人名義の口座に送金して給付します。

７．奨学金給付対象期間および給付開始時期

今回募集分の奨学金の給付対象期間は、平成27年４月～平成29年３月迄（２年間）となります。最初の奨学金は、平成27年４月～７月の４カ月分をまとめて７月末に給付します。８月以降は、上記６の通りに給付をいたします。
なお、３年制の短大・専門学校または４年制の大学の場合は、継続申請により、審査を経て、制度上の終了（修業年限）まで奨学金給付対象期間の延長を認めます。（継続延長は最長２年間）

８．奨学金の返還

この奨学金は、給付型のため、返還の必要はありません。

９．給付停止・終了について

下記要件に該当する場合は、給付を終了または停止します。

(１)奨学生が在籍校で進級できなかった場合（留年）

(２)奨学生が当財団法人に事前の届出なく在籍校を２カ月以上休学、または欠席した場合

(３)奨学生が在籍校での修学に耐えられない健康状態（心身）の場合

(４)奨学生が死亡した場合

(５)奨学生が在籍校からの除籍や退学で学生としての身分を失った場合

(６)奨学生が応募資格以外の学校または学部・学科等に、転学・転籍・編入学をした場合

(７)奨学生が法律を犯した場合、または品行不良等、態度・行動・発言に著しい問題があると当財団法人が判断した場合

(８)奨学生の所在が不明となった場合、または当財団法人と連絡不通の状態となった場合

(９)当財団法人の奨学生として適当でないと認められる場合

(10)奨学生が虚偽の申告をしたと判明した場合(※過去に遡り奨学金の返金を求めることがあります)

10．応募について

奨学金給付志願者は、応募に必要な書類を揃え、当財団法人事務局宛に送付してください。

（※直接応募制）

なお、お送りいただいた書類は、当財団法人の事業・目的を達成する以外には一切使用いたしません。また、応募書類、添付書類は返却いたしません。

11．応募書類

(１)奨学金給付願書（当財団法人指定フォーム使用／※願書に必ず**押印**のこと）

※下記の指定フォームをダウンロードしてください。

奨学金給付願書（EXCEL）

奨学金給付願書（PDF）

(２)写真１枚（カラー写真／上半身正面／応募前３カ月以内／縦4.5×横3.5cm、スナップ不可）

※奨学金給付願書に貼付します。

(３)奨学金申請理由書(市販原稿用紙(400文字)利用／１枚以上３枚以内／①将来就きたい職業、②その理由、③奨学金希望理由　の３項目を必ず入れること／応募者本人の手書きによる)

12．添付書類

(１)在学証明書　(応募前３カ月以内)

(２)調査書　　新入生：高校発行の調査書（応募前３カ月以内／成績証明書不可）

※最終学歴が高校ではない場合、最終学校(大学・短大・専門学校等）の成績証明書

成績証明書　３年生：大学・短大・専門学校発行の成績証明書（応募前３カ月以内／２年次

終了まで記載のもの）

（3）住民票原本　（応募前３カ月以内／住民票謄本＝世帯全員の記載のあるもの／記載内容の省略不可）

（4）父母双方、父母いずれかの場合その片方、父母がいない場合は家計を支えている方の収入または所得に関する次のいずれか該当する書類

【給与所得のみの方】

書類名称	入手先	対象期間	備考
源泉徴収票コピー	勤務先	平成26年分 （平成26年１月～12月）	・勤務先が複数ある場合、全ての源泉徴収票が必要です。

【給与所得+給与所得以外の所得または確定申告あり（*注５）の方】

書類名称	入手先	対象期間	備考
源泉徴収票コピー	勤務先	平成26年分 （平成26年１月～12月）	・勤務先が複数ある場合、全ての源泉徴収票が必要です。
確定申告書および付表（収支内訳書・決算書等）のコピー	*****	平成26年分 （平成26年１月～12月）	・税務署受付印のあるもの。 ・電子申告の場合は受付日時のあるもの。

*注５：給与以外の所得がある方、または収入は給与のみだが確定申告により納税額がある方（住宅ローン控除／医療費控除のためだけに確定申告した方を除く）

【給与所得以外の所得のみの方】（自営業等の方）

書類名称	入手先	対象期間	備考
確定申告書および付表（収支内訳書・決算書等）のコピー	*****	平成26年分 （平成26年１月～12月）	・税務署受付印のあるもの。 ・電子申告の場合は受付日時のあるもの。

【公的年金受給者の方】

書類名称	入手先	対象期間	備考
年金額改定通知書、年金振込通知書、年金証書、公的年金等源泉徴収票のうちいずれかのコピー	日本年金機構（年金事務所）	平成26年分 （平成26年１月～12月）	・最新のもの ・通知書は毎年６月頃に日本年金機構より送付されます。 ・公的年金等源泉徴収票は、平成27年１月に発行されています。（再発行可能）

【生活保護受給者の方】

書類名称	入手先	対象期間	備考
保護決定（変更）通知書と保護受給証明書のコピー	福祉事務所（市区町村役所）窓口	平成26年分 （平成26年１月～12月）	・最新のもの

【雇用保険手当（失業給付）受給者の方】

書類名称	入手先	対象期間	備考
雇用保険受給資格者証のコピー	ハローワーク	平成26年分 （平成26年１月～12月）	・対象期間内に受給をしたもの

【その他】

上記書類が入手できない場合、上記に該当しない場合（例：援助金、慰謝料等が家計の収入源となっている場合）、その他のケースでは、別途事務局までご相談ください。

【補足】

※１次審査を通過した場合、あらためて公的な各種証明書の原本を提出していただきます。

証明書の名称・提出期限等、別途ご案内します。

（例：市区町村発行の課税証明書、所得証明書　等　）

なお、証明書原本の未提出、または証明書原本により家計基準を逸脱していることが判明した場合は、不採用となります。

13. 応募書類・添付書類提出先

〒160-0023　東京都新宿区西新宿３－３－13　西新宿水間ビル２階

一般財団法人　篠原欣子記念財団　事務局

※書類到着有無のお問い合わせには対応しておりません。

（到着確認をされたい場合は、郵便追跡サービス等をご利用ください）

※応募書類・添付書類に不備がある場合、審査ができかねますのでご注意ください。

14. 募集人数および応募受付期間

平成27年度奨学生募集人数：100名程度**（※平成26年度奨学生実績：61名認定）**

応募受付期間：**平成27年４月６日（月）～平成27年５月７日(木)応募書類到着分まで（必着）**

15. その他

※２次審査を含む選考の結果、内定基準を満たす方が１つの学校で複数名となった場合、内定者は最大５名までといたします。

※奨学生が学業を終了した際の進路または就職先に関する制約はございません。

16. お問い合わせ先

不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

○ＴＥＬ：０３－６９１１－３６００　（平日9：00～18：00）

○ＦＡＸ：０３－３３４６－２６００

○ホームページ：「お問い合わせ」ページより入力（https://www.ysmf.or.jp/contact）

以上